

## 「仙台大学紀要」投稿規程

### (投稿資格)

第1条 仙台大学紀要に投稿することができる  
のは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台大学専任教職員。
- (2) 紀要編集委員会の認めた者。

### (原稿の種類)

第2条 原稿の種類は、次の各号に掲げるもの  
とする。

- (1) 論 説  
その長短にかかわらず、オリジナルな  
研究成果をまとめたもの。
- (2) 研究ノート  
研究の中間報告・予報を行ない、批判  
を得ようとするもの。または新らしい  
事実・方法等を報告するもの。若しく  
は、その分野に関する研究成果を総合  
的にまとめたもの。
- (3) 書 評  
内外の関係図書について批評を行なう  
もの。(出版刊行物の単なる紹介は含  
まない。)

### (投稿編数)

- 第3条 投稿編数は、単独投稿又は共同研究第  
1執筆者、いずれか1編とする。
- (2) 前項のほか、共同研究連名者(第1執筆  
者以外の者をいう。以下同じ。)の場合は、  
更に1編までとする。
  - (3) 共同研究連名者のみの場合は、2編まで  
とする。

### (執筆規定)

第4条 執筆にあたっては、次の各号に定める  
ところによる。

- (1) 原稿用紙  
400字詰横書き用紙(A4)とする。
- (2) 原稿の長さ

原則として図表等を含め、前号用紙50  
枚以内とする。

### (3) 欧文要旨

第2条第1号及び第2号に属する原稿  
には、本文に欧文要旨を添える。要旨  
の長さは400語以内とし邦訳を付すも  
のとする。

### (4) 脚注・引用文献の表示

本文中の記述に関して注記を付す場合  
は、本文中の関連ある語句または、文  
章の終りの右肩に1), 2), 3), ……  
の番号を付し、本文末尾に一括して記  
載するものとする。

引用(参考)文献についても同様とす  
る。

ただし、文献の表示は各分野の表示様  
式による。

### (5) 図表等の原稿

本文原稿と別個のシートを用いて作成  
するものとする。図及び表は本文中に  
それらの挿入箇所を指定するものとす  
る。また、図の原稿は印刷される大き  
さよりも1.5~2.0倍に作成するも  
のとし、黒色インク又はボールペンに  
て鮮明に製図するものとする。写真は  
鮮明なものに限る。

(6) 原稿は全文外国語を用いて作成する  
ことができる。

### (校 正)

第5条 原則として著者校正とするが、再校以  
後は編集委員会において行なうことがあ  
る。

### (別 刷)

第6条 必要部数を原稿本文1頁上欄に朱書す  
るものとする。別刷代は30部までは無料と  
し、それを越える部数については著者負担

とする。

(投稿期限及び原稿提出先)

第7条 投稿期限は、毎年10月31日とする。

(2) 原稿提出先は図書館事務室とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て  
学長が行なう。

附 則

この規程は、昭和53年6月27日から施行す  
る。

附 則

この規程は、昭和57年10月1日から施行す  
る。